

KANSAI 統合型リゾート研究会設置要綱

(目 的)

第1条 この研究会は、国の特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律の制定を受け、関西の観光及び地域振興に寄与するものとなるよう国や関西観光・文化振興計画検討委員会に必要な提言等を行うものとする。

(名 称)

第2条 この研究会は、KANSAI 統合型リゾート研究会（以下「研究会」という。）と称する。

(所掌事務)

第3条 研究会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の検討に関すること。
- (2) その他計画の作成にあたって必要なこと

(委 員)

第4条 委員は次の分野から構成する。

- (1) 観光産業に関する有識者
- (2) 精神保健に関する有識者
- (3) 治安に関する有識者
- (4) 青少年活動に関する有識者

(研究会開催)

第5条 研究会は関西広域連合広域観光・文化・スポーツ振興局長が招集する。

- 2 研究会には、委員のうちから互選により座長1名を置き、座長は研究会のとりまとめを行う。
- 3 研究会は、第1条の目的を達成するために、年3回程度必要に応じて開催する。
- 4 座長が必要と認めるときは、委員以外の者に研究会への出席を求めることができる。
- 5 座長の下に座長が指名する構成府県市により構成する幹事会を設置し、座長を補佐するものとする。

(意見聴取)

第6条 座長が必要と認めるときは、委員以外の専門家等に意見を求め、計画検討の参考にすることができる。

(庶 務)

第7条 委員会の庶務は、関西広域連合広域観光・文化・スポーツ振興局において行う。

(補 則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この設置要綱は、平成29年6月1日から施行する。